

食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立に関する意見書

我が国は食料やその生産に必要な資材の多くを海外からの輸入に依存しているため、世界情勢の変化の影響を受けやすく、ロシアによるウクライナ侵略などによって、多くの食料品や農林水産業における燃油・肥料・飼料等生産資材の価格が高騰している。さらに、農林水産業では、この生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しく、農林漁業者の経営継続が危ぶまれる状況にあり、食料安全保障上のリスクが高まりつつある。

こうした中、令和4年9月9日、国においては、食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を新たに設置し、食料・農業・農村基本法の幅広い観点での検証が進められており、食料安全保障の位置づけや、フランスのエガリム法の調査を含めた適正な価格形成の在り方についての検討も始まっている。

今後も、不安定な世界情勢の長期化や、地球温暖化の進行による食料生産への影響など、食料安全保障に対する懸念は長期にわたる恐れがある。

よって、国におかれては、我が国の農林水産業が今後とも持続的に発展し、食料安全保障の強化が図られるよう、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 将来にわたり国産食料を安定的に生産・供給していくために、食料安全保障強化の観点から食料・農業・農村基本法を見直すなど、新たな農林水産業基本政策の確立とその実現に向けた十分な予算を確保すること。
- 2 農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成を図るとともに、我が国の実情に合った適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築すること。
- 3 燃油・肥料・飼料など輸入依存の高い生産資材の安定供給のための施策の強化を図ること。特に、農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付については恒久的措置を講じること。
- 4 持続的な発展に向けて、農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に対する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

熊本県議会議長 溝口幸治

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	野村哲郎様